

○公有林野県行造林規則

(大正11年6月15日告示第259号)

公有林野県行造林規則次ノ通り定ム

公有林野県行造林規則

第1条 県ハ本則ノ定ムル所ニ依リ(市町村市町村組合ヲ含ム以下同シ)トノ契約ニ基キ収益ノ一部ヲ交付スルノ条件ヲ以テ市町村有林野ニ造林ヲ行フ

第2条 前条ノ規定ニ依ル造林ニ係ル樹木ハ県ノ所有トス

第3条 県ハ第1条ノ規定ニ依リ造林ヲナス市町村有林野ニ同条ノ契約ノ存続期間中地上権ヲ有ス

第4条 造林地ノ新植補植手入防火線ノ設置其他造林上必要ナル事業ハ県之ヲ行フ

第5条 市町村ハ造林地保護ノ為メ次ノ行為ヲ行フノ義務ヲ負フ

- (1) 火災ノ予防及消防
- (2) 盗伐誤伐侵墾其他加害行為ノ予防及防止
- (3) 有害鳥獸ノ駆除
- (4) 境界標其ノ他ノ標識ノ保存
- (5) 知事ノ指定ニ依リ看守人ヲ配置スルコト

第6条 削除

第7条 市町村ハ次ノ産物ヲ採取スルコトヲ得

- (1) 下草及菌蕈ノ類
- (2) 手入ノ為メ伐除スル枝条
- (3) 其他知事ノ承認ヲ受ケタルモノ

第8条 造林著手後天然ニ生シタル樹木ハ之ヲ造林契約ニ依ル造林ニ係ル樹木ト看做ス造林著手前ヨリ存スル樹木ニシテ造林ニ係ル樹木ト共ニ生育セシムルモノ亦同シ

第9条 根株ハ別段ノ契約アルモノノ外市町村ノ所有トス

第10条 造林地ノ収益ハ其ノ10分ノ5ヲ標準トシ地代造林費其ノ他造林契約ノ実行ニ要スル費用ヲ参酌シテ之ヲ定メ土地所有者タル市町村ニ交付ス

第11条 前条ノ交付ハ造林地ノ樹木売払代金ニ依リ之ヲ行フ但シ知事ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ材積ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第12条 前条ノ規定ニ依ル樹木ノ売払及交付樹木ノ指定ハ知事之ヲ行フ

第13条 造林ニ係ル樹木ニ関シ第三者ヨリ受ケタル賠償金其ノ他ノ取得金額ハ其ノ請求ニ要シタル費用ヲ控除シタル残額ヲ以テ第10条ノ収益ト看做ス

第14条 市町村造林地又ハ其ノ土石ヲ処分セントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第15条 公用若ハ公益事業ノ為メ必要アルトキ又ハ造林地ノ経営ニ支障ナキトキハ知事ハ造林地ヲ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル貸付料又ハ使用料ハ市町村ノ収入トシ其ノ額ハ知事之レヲ定ム

第16条 次ノ場合ニ於テハ知事ハ造林契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトヲ得

- (1) 公用又ハ公益事業ノ為メ必要アリト認メタルトキ
- (2) 契約ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認メタルトキ
- (3) 造林地ヲ林野以外ノ用途ニ供スヘキ特別ノ必要アルトキ
- (4) 市町村造林地ヲ処分シタルトキ

第17条 前条ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ県ハ直ニ第10条ニ依ル交付ヲナ

ス

前条第4号ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ハ市町村ハ知事ノ指定ニ従ヒ造林ニ係ル樹木ノ価格ニ相当スル金額ノ2分ノ1以上ヲ納付スヘシ但シ其ノ金額カ造林ノ為メ県ノ支出シタル金額ト之ニ対スル重利計算ニ依ル年6分ノ利息ニ相当スル金額トノ合算額ニ達セサルトキハ其ノ合算額ヲ納付スヘシ

市町村前項ノ規定ニ依ル金額ヲ納付シタルトキハ造林ニ係ル樹木ニ付県ノ有スル権利ヲ取得ス

附 則

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス